

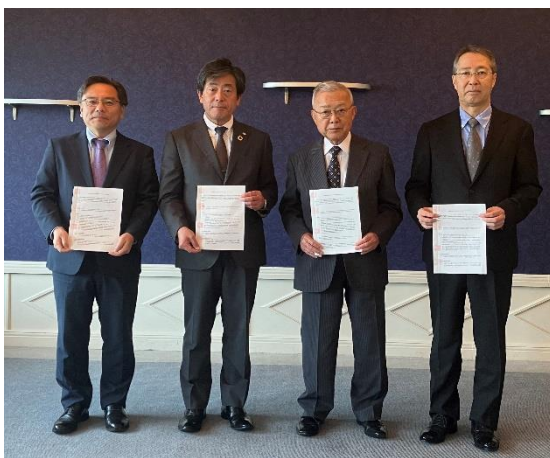
令和 6 年 6 月 10 日
国土技術政策総合研究所

港湾施設等に対する災害時の緊急的な応急対策業務 の実施に関し協定を締結しました。

国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所と、民間協力者は、災害時の緊急的な応急対策業務の実施に関し防災協定を締結することで合意に至りましたのでお知らせします。

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、官民が協力し、港湾や空港の分野における被災状況調査や応急復旧等に取り組んできました。

今後発生が懸念されている大規模な災害からの港湾施設等の復旧において、官民の連携を更に強化し、より効率的・効果的な技術支援を行うため、国土技術政策総合研究所（横須賀）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所と、民間協力者（一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会、一般社団法人海洋調査協会）は、6 月 1 日付けで防災協定を締結いたしました。



協定締結の様子

右より
国土交通省国土技術政策総合研究所
副所長 永井 一浩


一般社団法人海洋調査協会
会長 川嶋 康宏

一般社団法人
港湾空港技術コンサルタント協会
会長 柴木 秀之

国立研究開発法人
海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所
所長 河合 弘泰

（問い合わせ先）

国土技術政策総合研究所 管理調整部 企画調整課 長尾（TEL：046-844-5019）



災害時における災害応急対応業務に関する協定

国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀）（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下「乙」という。）と、民間協力者（一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会、一般社団法人海洋調査協会）（以下「丙」という。）とは、災害時の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。



(目的)

第1条 この協定は、全国で災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾施設等の機能の早期回復に資することを目的とする。

(定義)


第2条 本協定における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1)「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項で定める災害をいう。
- (2)「請負契約」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第4項に基づく契約をいう。
- (3)「港湾施設等」とは、国土交通省港湾局が所掌する港湾施設、海岸施設及び航空局が所掌する空港施設をいう。
- (4)「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動」とは、甲においては、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置に関する訓令」に基づき、乙においては、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第13条で定める国土交通大臣の指示に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体等に対する国の技術的な支援活動をいう。



(応急対策業務の範囲)

第3条 応急対策業務の範囲は、第2条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。



(応急対策業務の内容等)

第4条 甲又は乙は、災害にあつて甲又は乙が技術検討業務（TEC-FORCE活動を含む）を行う際に、その活動に対する支援として、丙の会員を特定し、書面または電磁的手段により業務実施要請を行うものとし、丙の会員は業務実施要請の諾否について回答する。

- 2 甲又は乙は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して人員及び資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は、求めに応じて速やかに人員及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
- 3 甲又は乙が、丙の会員への業務実施要請を行った場合、その状況を当該災害が発生した地方整備局等に情報共有するものとする。
- 4 丙の会員は、甲又は乙から業務実施要請があり承諾した場合、その指示に従い業務を実施するものとする。
- 5 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 6 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員が有する人員及び資機材等情報について、毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 7 丙の会員は、業務実施要請に対して迅速に対応できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は、丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲又は乙は、丙の会員に業務実施要請を行い、承諾を得たときは、遅滞なく請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和7年3月31日の期間とする。ただし、期間満了の一ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれかからも何ら申し出のない時は、この協定を更に一年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第7条 丙の会員は、第4条に基づく業務実施要請の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により契約相手である甲又は乙に報告し、その負担については、甲又は乙に係るものについては、甲又は乙と協議して、その復旧又は賠償に要する費用について決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

